

京 都 大 学 の 講 座 、 学 科 目 、 研 究 部 門 等 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(文学研究科)</p> <p>第2条 文学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>文献文化学専攻 <u>国語学・国文学講座、中国語学・中国文学講座、東洋古典学講座、西洋古典学講座、欧米語学・欧米文学講座</u></p> <p>思想文化学専攻 <u>哲学・宗教学講座、美学・美術史学講座</u></p> <p>歴史文化学専攻 <u>日本史学講座、東洋史学講座、西洋史学講座、考古学講座</u></p> <p>行動文化学専攻 <u>心理学講座、言語学講座、社会学講座、地理学講座</u></p> <p>現代文化学専攻 現代文化学講座</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、文学研究科に総合文化学講座を置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(文学研究科)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>文献文化学専攻 <u>東洋文献文化学講座、西洋文献文化学講座</u></p> <p>思想文化学専攻 <u>思想文化学講座</u></p> <p>歴史文化学専攻 <u>歴史文化学講座</u></p> <p>行動文化学専攻 <u>行動文化学講座</u></p> <p>現代文化学専攻 現代文化学講座</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年7月1日から施行する。</p>